

意見書

法制審議会第197回会議を所用により欠席いたします。下記のとおり書面にて意見を申し述べます。

(1) 議題

ア 氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正に関する諮問第116号について

(意見)

○氏名の仮名表記の許容性について

要綱案は、氏名の仮名表記の許容性について、一般に認められている読み方かどうかについては、幅広い名乗り訓などを許容してきたわが国の命名文化を踏まえて、柔軟に受け入れることが求められるとされた。ここに至るまで法制審において審議が尽くされてきた経過を重く受け止めていただき、今後の法案審査や国会審議において、許容性の範囲が狭まることのないよう、関係当局にはご尽力いただきたい。

○届出が困難な層への配慮について

法制化の目的の一つは、「自己の氏名を正しく呼称される権利・利益の保護」にあり、高齢者やDVの被害者など、仮名表記の届出が困難な層に対しては特段の配慮を尽くしていただきたい。

○国民への周知徹底と窓口となる地方自治体の負担軽減について

仮名表記の収集業務や審査業務は、窓口となる地方自治体にとって大きな負担となることが懸念される。国民への丁寧な周知はもちろんのこと、現場の負担軽減に資する各種支援（人的支援やシステム整備等）を検討いただきたい。

○ワンスオンリーの実現について

戸籍に仮名表記を附すことは、「デジタル社会推進のためのベース・レジストリの整備」につながるものであり、今回の法制化を契機として、行政サービスの「デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ」の実現に向けた取り組みを加速いただきたい。

(2) 報告案件

イ 担保法制部会における審議経過に関する報告について

(意見)

○一般先取特権と債権譲渡担保権との優劣関係について

中間試案において「雇用関係の先取特権を含む一般先取特権に、債権譲渡担保権に対する一定の優先権を認めるかについては」、「引き続き検討する」こととされている。労働債権は一般先取特権ではあるが、優先順位は債権譲渡担保権に劣後しており、労働債権の確保が困難になっている実態がある。労働者にとって賃金は生活の基盤を成すものであり、譲渡担保の法制化においては、労働債権保護の観点から慎重に検討いただきたい。

○事業担保権の実行について

事業担保権は、労働者の契約上の地位も含む企業の総財産を担保目的とするものとして提案されている。仮に制度化するのであれば、企業の成長、財産の形成には労働者の労働による寄与が不可欠であること、および担保目的財産に労働契約が含まれることを踏まえれば、労働者保護の視点は不可欠である。具体的には、労働債権の優先弁済のみならず、設定時などあらゆる機会における労働組合等との協議や情報提供などの手続きを法定化するなど、労働者保護に資する仕組みを検討いただきたい。

2023年2月17日

法制審議会委員 芳野 友子